明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令（外務一二）　一

〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務二五四）　一
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務三九九）　二
○産業競争力強化法第二十一条の十九第一項の規定に基づき指定金融機関を指定した件（財務・経済産業八）　六
○道路に関する件（関東地方整備局三一〇）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一九五）　七

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所　七

〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項　七
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　七
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　七
法務　七
公証人死亡（法務省）　七
労働　七
最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示三～六）　七
国家試験　七
令和三年度土地改良換地士資格試験の合格者の公表について（農林水産省）　八
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　八
国土調査の成果の認証の公告（同）　八

〔公告〕
諸事項　八
官庁
国営新鵡川土地改良事業計画の変更関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　八
会社その他　九
三

省令

○外務省令第十二号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十四日　外務大臣　林　芳正

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） アジア地域 ［略］ ハノイ（ベトナム） ダナン（ベトナム） ［略］ アフリカ地域 ［略］ アディスアベバ（エチオピア） アスマラ（エリトリア） ［略］	別表（第一条関係） アジア地域 ［同上］ ハノイ（ベトナム） ［同上］ アフリカ地域 ［同上］ アディスアベバ（エチオピア） ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。